

# 令和6年度 岡垣町就学援助費制度について

岡垣町では、経済的理由でお困りの家庭に対して、お子様の小・中学校での学習が妨げられないことがないように、給食費や学用品費等の経費の一部を援助する就学援助制度を実施しています。支給を希望する人は、下記の内容を確認のうえ、申請の手続きをしてください。

## 注意事項

- ① 令和5年中の収入状況等で審査を行います。申請者全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
- ② 就学援助は年度（4～3月）ごとの申請です。前年度に引き続き受給を希望される場合は、毎年申請の手続きが必要です。
- ③ 世帯の状況に変更がある場合は、必ず教育総務課にご連絡ください。（再審査を行う場合があります。）
- ④ 令和5年中の収入状況が確認できない場合、非該当となります。
- ⑤ 医療費等就学援助に関する問い合わせについては教育総務課教育総務係にお電話ください。

## ➤ 申請受付期間（4月認定分受付期間）

**令和6年2月5日（月）～ 4月30日（火）**※土日祝日を除く

※岡垣町教育委員会（岡垣町役場3階）教育総務課 窓口にてお手続きください。

- ・審査の結果については、6月末頃に各世帯に発送される予定となっております。
- ・上記期間を過ぎても随時受け付け可能ですが、申請された月からの認定です。月割計算で減額して支給します。
- ・準教科書費等の一部の費目は、4月認定者のみの支給です。

## ➤ 申請に必要なもの

就学援助費補助金申請書	岡垣町役場3階教育総務課窓口で配布しています。 または、町ホームページでも取得できます。
印鑑	認印でも結構です。
窓口に来られる方の身分証明書	<u>顔写真つき身分証明書1点。（運転免許証、マイナンバーカード等）</u> または、 <u>顔写真無し身分証明書2点。（健康保険証、児童扶養手当証書等）</u>
通帳等、振込口座情報が分かるもの	就学援助費は、保護者の銀行口座へ振り込みます。申請書に口座情報の記入が必要であるため、申請をする保護者名義の口座情報がわかるものをお持ちください。 ※学校口座へ振り込みを希望する人は、別途学校で手続きをしてください。
家賃支払いの証明書 ※持ち家の方は不要です。	町営住宅入居証明書等の写し、契約書の写し等。 （契約者、住所、一ヶ月あたりの金額が記入してある部分） ※上記のような書類が無い場合は、家主さんの証明や通帳の写し等が必要になる場合があります。
※児童扶養手当証書	該当する人のみ窓口で提示してください。 ※証書が無い場合は窓口でご相談ください。
※添付書類	世帯状況や申請理由により必要になる場合があります。裏面の一覧表を確認してください。

➤ 添付書類一覧

申請者共通	<p>■令和6年1月1日時点の居住地は岡垣町ですか？ ※別居中の配偶者も対象です。</p> <p><input type="checkbox"/>はい⇒ 添付書類は不要です。 ※税の申告をしていない方は収入状況が確認できないため審査が行えません。審査ができない場合、判定不可のため非該当となります。 税務課窓口でお申し出ください。</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ⇒ ①マイナンバー利用に係る同意書 ②マイナンバーカード(両面)の写し または ③所得(課税)証明書等、控除額や扶養人数がわかるもの ※証明書等の取得に時間がかかる場合は、先に申請書のみで受付します。取得後、証明書等を別途ご提出ください。 ※収入状況が確認できない場合、非該当となります。</p>		<p><input checked="" type="checkbox"/>いいえの方 左記の①、②または③をご提出ください。</p> <p>①教育総務課窓口または町HPで取得できます。 必要事項をご記入の上、②と併せてご提出ください。</p> <p>③住民登録のある市区町村で取得可能です。 ※発行時期は各自自治体にお問い合わせください。</p>
	申請理由によって提出が必要になるもの	①	生活保護が停止または廃止になった。 教育総務課が保健福祉事務所へ確認をとります。添付書類は不要です。
②		町県民税の非課税または減免を受けている。 教育総務課が税務課に確認を取ります。添付書類は不要です。	
③		個人事業税の減免を受けている。 令和6年度減免決定通知書	福岡県北九州西県税事務所から送付。
④		固定資産税の減免を受けている。 教育総務課が税務課に確認をとります。添付書類は不要です。 ※減免の理由は経済的理由に限ります。	
⑤		国民年金の掛金の減免を受けている。 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 ※20歳以上の世帯員全員の国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書が必要。	年金事務所から送付。
⑥		国民健康保険料の減免又は猶予を受けている。 教育総務課が税務課に確認を取ります。添付書類は不要です。	
⑦		生活福祉資金の貸付を受けている。 貸付の決定通知書	社会福祉協議会から送付。

※①～⑦は、審査の際に参考にする資料です。

添付書類が無い場合は、まず世帯の収入状況のみで審査をしますので、手続きの際に窓口で申し出てください。

(問い合わせ) 岡垣町教育委員会(岡垣町役場3階)教育総務課 電話 093-282-1211